

令和4年2月

お客さま各位

氷見伏木信用金庫

一定額未満の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱開始について

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、お客様の利便性向上のため、残高が10万円未満の普通預金口座等について、一定の条件を満たす場合は「印鑑レス」による解約手続きを可能とする取扱いを開始します。

また、この取扱い開始に伴い、預金規定を改定いたします。

記

1. 一定額未満の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の取扱い

(1) 取扱開始日

令和4年3月1日（火）

(2) 対象となるお客さま、預金口座

- ・個人、個人事業主のお客さま
- ・残高が10万円未満の普通預金口座（総合口座を含む）、貯蓄預金口座、納税準備預金

(3) 手続きに必要な事項

- ・対象口座の預金者ご本人の来店
- ・通帳の持参（通帳レスの場合、アプリ画面の提示）
- ・キャッシュカードの持参（発行している場合）
- ・運転免許証等の顔写真付き本人確認資料の提示

2. 本取扱い開始に伴う預金規定の改定

(1) 改定日

令和4年3月1日（火）

(2) 改定する規定

- ・普通預金（無利息型普通預金規定を含む）規定
- ・貯蓄預金規定
- ・納税準備預金規定

(3) 主な改定内容

「解約等」の条項の一部追加、変更

※詳細は、以下の「普通預金規定からの抜粋」をご参照ください。

<普通預金規定からの抜粋>

「解約等」条項の一部追加・変更（下線部：追加変更箇所）

13. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の書式に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

(2) 前項の解約の手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。
この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。

(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに代えることができます。

(4)～(7) (略)

※普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

以 上